

## 子ども・子育て会議について

### 1 設置根拠

- 子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日公布）

#### 第 77 条（抜粋）

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

- 木津川市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 10 月 1 日施行）

#### 第 1 条（抜粋）

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する合議制の機関として、木津川市子ども・子育て会議を設置する。

### 2 趣旨・目的

- 子育て当事者や子育て支援当事者等の参画を得て、子育てに関するニーズを「子ども・子育て支援事業計画」等に反映することをはじめ、新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、本市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施すること。
- 新制度に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直しを行っていくこと。

子ども・子育て支援法 第77条の規定による所掌事務

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

### 3 委員構成

設置の趣旨を踏まえ、子育て当事者、子育て支援当事者を中心とした構成とする。  
定員 25名

区分	構成	補足
① 子どもの保護者	4名	保護者会、保護者、サークルの代表
② 事業主を代表する者	3名	研究所等の人事担当者等
③ 労働者を代表する者	1名	職員組合代表
④ 子育て支援事業の従事者	10名	幼稚園・保育所の園長
⑤ 子育て支援の学識経験者	2名	大学教授、幼児教育経験者
⑥ その他市長が適当と認める者	5名	民生児童委員協議会 社会福祉協議会 京都府 山城南保健所 市役所 保健福祉部 市役所 教育部

### 4 主な審議事項

主な審議事項は次のとおり。

- 子ども・子育て支援事業計画
- 給付対象施設の利用定員
- その他、新制度の施行準備にあたり本市が決定すべき重要事項
  
- これらのほか、新制度に関する国の重要な決定事項、市の進捗状況等について、必要に応じて事務局から報告

## 5 審議の方法

審議事項については、子育て支援 No.1 のまちづくり推進チーム（内部検討組織）が、素案・たたき台を提示して、この会議の意見を聴き、その内容を反映する。

